

○多摩市教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要綱

平成13年4月10日多摩市教育委員会告示第10号

改正

平成21年3月24日多教委告示第8号

平成31年2月25日多教委告示第5号

令和3年8月23日多教委告示第30号

多摩市教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外部の団体等（以下「団体等」という。）が事業の後援に多摩市教育委員会（以下「委員会」という。）の名義を使用する場合における手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、後援とは、団体等が主催する事業の趣旨に委員会が賛同することをいう。

(使用の名義)

第3条 後援において委員会が使用を承認する名義は「多摩市教育委員会」とする。

2 名義使用の承認期間は、承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは3ヶ月を限度とする。ただし、作品の募集等に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(団体等の承認基準)

第4条 名義を使用することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 官公庁等の公共団体
 - (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
 - (3) 福祉団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
 - (4) 社会教育関係団体
 - (5) 学校、学校の連合体又は学術・文化研究団体
 - (6) コミュニティ団体、保健医療団体
 - (7) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体
 - (8) その他、事業内容から特に委員会が認めた団体
- 2 委員会が特に必要と認めたときは、前項に規定する団体等の他、個人に対しても、その申請に対して後援名義の使用を承認することができるものとする。

(事業の承認基準)

第5条 委員会は、前条に規定する団体等が行う事業が次の各号のすべてに該当するときは、名義使用の承認をすることができる。

- (1) 委員会の教育目標、教育方針及び施策に反しないものであること。
 - (2) 事業内容が、明らかに教育、学術、社会教育等の普及及び振興に寄与する又は委員会が奨励する必要があると認められるものであること。
 - (3) 団体等が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加料等（以下「入場料等」という。）は、無料又は事業に要する必要経費の範囲内であり、社会通念上相当な額であること。（小・中学生を対象とした事業の入場料等の経費徴収限度については、概ね2,000円程度とする。ただし、宿泊を伴う事業等は除く。）
 - (4) 公共性があると認められるものであること。
 - (5) 事業規模が、多摩市全体又は広い地域を対象とするものであり、広く一般に開放されるものであること。
 - (6) 主催者の存在や基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであり、かつ役員その他事業関係者が、信用し得るものであること。
 - (7) 開催・開設の場所が、公衆衛生・災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、これを承認することができるものとする。

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、名義使用の承認は行わない。

- (1) 特定の政治活動又は宗教活動に関する事業
 - (2) 特定の主義主張の浸透を図る事業
 - (3) 参加者に過重な負担を負わせるおそれのある事業
 - (4) 専ら営利を目的とした事業
 - (5) 特定の流派又は個人の発表会等の事業
 - (6) 公序良俗に反する事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が後援することが不適当と認める事業
- (申請)

第7条 名義使用の承認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、多摩市教育委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、使用開始日の30日前までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業予算書
 - (3) 団体等の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
 - (4) 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの（役員名簿等）
 - (5) その他、委員会が必要と認めるもの
- (承認)

第8条 委員会は、前条の規定により提出された申請書を速やかに審査し、承認することに決定したときは、次の条件を付して後援名義使用承認通知書（第2号様式）を申請者に交付しなければならない。

- (1) 名義使用は、申請された事業につき使用するもので、印刷物に表示する場合には、事業に直接必要なものに限る。
 - (2) 人的及び金銭的負担は、一切行わない。
 - (3) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任は一切負わない。
 - (4) パンフレット、ポスターその他印刷物等に後援の旨を表示する場合は、事前にその内容を提出すること。
 - (5) 承認した事業計画に変更が生じた場合は、速やかにその内容を届け出ること。
 - (6) 名義使用に際し、第10条に該当する行為があるときは、承認を取り消す場合があること。
 - (7) 事業終了後、速やかに事業実績報告書及び決算報告書（様式は任意）を提出すること。
- (不承認)

第9条 委員会は、第7条の規定により提出された申請書を速やかに審査し、承認しないことに決定したときは、後援名義使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 委員会は、名義使用の承認を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義使用承認取消通知書（第4号様式）により、承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消しを受けた団体等は、別に定める期間、名義使用の承認を申請することができない。

- (1) 虚偽の内容により申請をしたとき。
- (2) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。
- (3) 第4条若しくは第5条の規定に違反し、又は第6条の規定に該当するに至ったとき。
- (4) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。
- (5) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたとき。

(事業実績報告)

第11条 申請者は、名義使用承認期間が終了したときは、委員会が指示する書類を速やかに提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成21年多摩市教育委員会告示第8号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年多摩市教育委員会告示第5号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年多摩市教育委員会告示第30号）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）



◀ 市公式ホームページにも様式を掲載しています。ご利用ください。

多摩市教育委員会後援

検 索